

令和8年9月
八幡信用金庫

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、八幡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めており、既にお知らせをしておりますとおり、2026年10月1日から、手形・小切手のお取扱いを一部変更いたします。お客さまにおかれましては、今後のお取引に影響する重要な変更となりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 最終振出期限について

期限：2026年（令和8年）9月30日

- 当金庫では2026年（令和8年）10月1日以降、手形・小切手の新たな振出しができなくなります。また、2026年（令和8年）10月1日以降に振出された手形・小切手は当金庫の当座預金からお支払いできません。
- 「最終振出期限」を超過して振出された手形・小切手は、受取人が金融機関に持ち込んでも受付できず返却される可能性があります。
- 振出日等の所定の記載要件が未記入の場合、決済されない可能性があります。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

期限：2026年（令和8年）9月30日

- 当金庫では2026年（令和8年）10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手について、各種預金口座への入金を終了します。
- 当金庫の手形・小切手であっても、当金庫の「最終振出期限」（令和8年9月30日）を超過して振出された手形・小切手は当金庫では受付できません。
- 手形・小切手の利用終了に向けて、各金融機関が定める「最終振出期限」を超過して振出された手形・小切手は、支払先金融機関の判断により、支払資金の有無に関わらず、「0号不渡り事由（振出期限超過又は交換廃止後の手形等）」により、返却となる可能性があります（0号不渡り事由となっても振出人の信用状態に影響を与えるものではありません）。

3. 代金取立等の停止

期限：2027年（令和9年）3月31日

- 2027年（令和9年）4月1日以降、手形・小切手の代金取立はできません。
- 2027年（令和9年）4月1日以降、証券類の代金取立はできません。

以上



「手形・小切手の全面的な電子化」に関するスケジュール概要

令和8年度 (令和8年9月～令和9年3月)	令和9年4月～
--------------------------	---------

▼令和8年9月末
手形・小切手の振出期限（令和8年9月末）

支払地 当金庫振出 他行庫振出	手形	入金	入金可能	振出日が10月1日以降は原則入金不可
		取立	取立可能	（振出日：原則令和8年9月末まで、支払期日：令和9年3月末まで）
		発行	発行不可	
		振出	振出可能	振出不可
	小切手	入金	入金可能	振出日が10月1日以降は原則入金不可
		取立	取立可能	（振出日：原則令和8年9月末まで）
	手形	入金	入金可能	入金不可
		取立	取立可能	（支払期日：令和9年3月末まで）（注意※）
		入金	入金可能	入金不可
		取立	取立可能	（振出日：令和9年3月末まで）（注意※）

電子交換所による手形小切手の交換終了

（注意※）振出金融機関で最終期限が設定されている場合、決済されない可能性があります。
多くの金融機関では令和8年10月以降に振出された手形・小切手が交換提示された
場合、不渡とすると公表しています。